

武蔵村山市第三次環境基本計画（素案）【概要】

第1章 環境基本計画の基本的事項（素案p 1～）

◆ 計画の策定の背景と目的

本市では、環境保全のため平成16年に「武蔵村山市環境基本条例」を施行し、市・市民・事業者の責務や環境に関する基本的な施策を定めました。その後、平成18年に「第一次環境基本計画」、平成28年に「第二次環境基本計画」を策定し、持続可能な社会の実現や環境課題の解決に取り組んできました。令和4年には「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指しています。そして現在、新たな環境課題や社会情勢の変化に対応するため、第三次環境基本計画を策定します。

◆ 計画期間

令和8年度～令和17年度（10年間）

◆ 計画策定の根拠

「武蔵村山市環境基本条例」

第2章 環境に関連する動向（素案p 5～）

◆ 第2章 環境に関連する動向

第2章には、環境を取り巻く社会情勢、武蔵村山市の概要、市民・事業者の意識、第二次計画の振り返りについて掲載しています。

第3章 望ましい環境の保全と創出に向けて（素案p 26～）

◆ 第3章 望ましい環境の保全と創出に向けて

第3章には、本計画で掲げる、望ましい環境像を実現するため、「基本施策柱1 自然と共生するまちの創造」、「基本施策柱2 脱炭素社会への移行」、「基本施策柱3 循環型社会の構築」、「基本施策柱4 快適で安全な生活環境の確保」、「基本施策柱5 環境学習と参加・協働の推進」の5つの施策の柱を掲げ、その柱に関する環境目標を設定し、その目標を達成するための取組方針について掲載しています。

第4章 基本的取組の推進（素案p 64～）

◆ 第4章 基本的取組の推進

第4章には、計画の推進体制、計画の進行管理について掲載しています。

参考資料（素案p. 66～）

◆ 参考資料

参考資料として、本計画の策定に関連する条例等や計画の策定経過、市民意識調査の結果と第二次計画の評価、用語集について掲載しています。